

# フランチャイズ契約の要点と概要

作成日：2019年8月30日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社 大戸屋

## フランチャイズ契約のご案内

株式会社 大戸屋

住所 : 〒180-0006  
東京都武蔵野市中町 1-20-8  
大樹生命三鷹ビル 5 階  
所属部門 : 店舗開発本部  
担当者氏名 :  
TEL : 0422-26-2600  
FAX : 0422-26-2605

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下小振法という)及び中小小売商業振興法規則(以下施行規則という)並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法(以下フランチャイズガイドラインという)に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、他にも情報を得て十分に時間をかけてご判断ください。ご不明な点がございましたら、遠慮なく当社までお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人 日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号  
TEL (03) 5777-8701

この案内は2003年9月5日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通産業課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をしていただくことが必要です。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	3		
第 I 部 株式会社大戸屋と大戸屋ごはん処 フランチャイズシステムについて	6		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業の開始 主要取引銀行・従業員数・沿革等	7	規則第 10 条第 2 号 " 第 10 条第 5 号 " 第 10 条第 1 号 " 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	9		
4. 役員一覧	10	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	11	規則第 10 条 4 号	
6. 売上・出店状況（事業年度直営 FC 店数の推移）	14	規則第 10 条 6 号, 11 条 6 号 イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	15	規則第 11 条第 6 号ロ " 第 11 条第 6 号ハ " 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	15	" 第 10 条第 7 号	
第 II 部 フランチャイズ契約の要点	16		
1. 契約の名称等	16		
2. 売上・収益予測についての説明	16		2-(2)- イ, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金額または算定方法 (2) 加盟契約料等の性質 (3) 徴収の時期 (4) 徴収の方法 (5) 当該金銭が返還される条件	16	法 11 条 1 号, 規則 11 条 1 号イ ホ	2-(2)-ア ③
4. オープンアカウント、売上金等の送金	16	規則第 10 条 13 号	3-(1)-イ-②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん 等の与信利率	16	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-ア ⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類、 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送日・時間・回数に関する事項 (4) 仕入先の推奨制度 (5) 発注方法 (6) 売買代金の決済方法 (7) 返品 (8) 在庫管理等 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について	17	法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、 ロ	2-(2)-ア ① 3-(1)-ア 3-(3)

# 目 次

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
7. 経営の指導に関する事項 (1)教育指導 (2) 指導内容 (3) 加盟店に対する継続的な経営指導及びその実施回数	18	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 (1)使用させる商標等の表示 (2) 当該表示の使用条件	18	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 契約の更新の条件及び手続き (3) 契約解除の条件及び手続き (4) 契約解除による加盟者の義務の内容、損害賠償額等	19	法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) 金銭の額又は算定方法、(2) ロイヤルティ、販売手数料その他徴収する金銭の性質 (3) 徴収の時期 (4) 徴収の方法 (5) 消費税	20	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20	〃 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	20	〃 第 10 条第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	20	〃 第 10 条第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	21	〃 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	21	〃 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	21	〃 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21		2-(2)-ア⑥
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	22		
確認. 説明者と加盟希望者との開示項目説明実施の確認 説明者、加盟希望者の署名捺印	24		

## 第 I 部 株式会社大戸屋と「大戸屋ごはん処フランチャイズシステム」 について

### 1. わが社の経営理念

「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ人類の生成発展に貢献する」、これが我々の経営理念です。

社会環境の変化に伴って、外食のニーズは変わりつつあります。特に健康に対する日常の食事の重要性が再認識され、また働く女性の増加、高齢化社会の到来といった要因とも相まって、私たち日本人に適した、より日常的な外食（中食）の需要が高まっています。そうした時代のニーズを反映して、「大戸屋ごはん処」は、お値打ち価格で家庭的な食事を提供することによって、多くのお客様に信頼をいただけてきました。さらに、低価格で質の高い料理を提供することのみならず、お客様に対して、心のこもったサービスを提供することが「大戸屋ごはん処」の使命であると考えています。

私たちの願いは、お客様の「心と体の健康を促進すること」であります。健康の「健」は体、「康」は心を表します。私たちは、健やかな「体」、康らかな「心」が揃ってはじめて健康という意味になると考えています。

「バランスの良い料理」と「心のこもったサービス」を基本理念に、今までわが社は首都圏を中心に店舗数を拡大してきました。

これからは、皆様方と力を合わせて、さらに大きな飛躍を目指して確実な歩みを進めていきたいと考えています。

## 2. 本部の概要

2019年3月31日現在

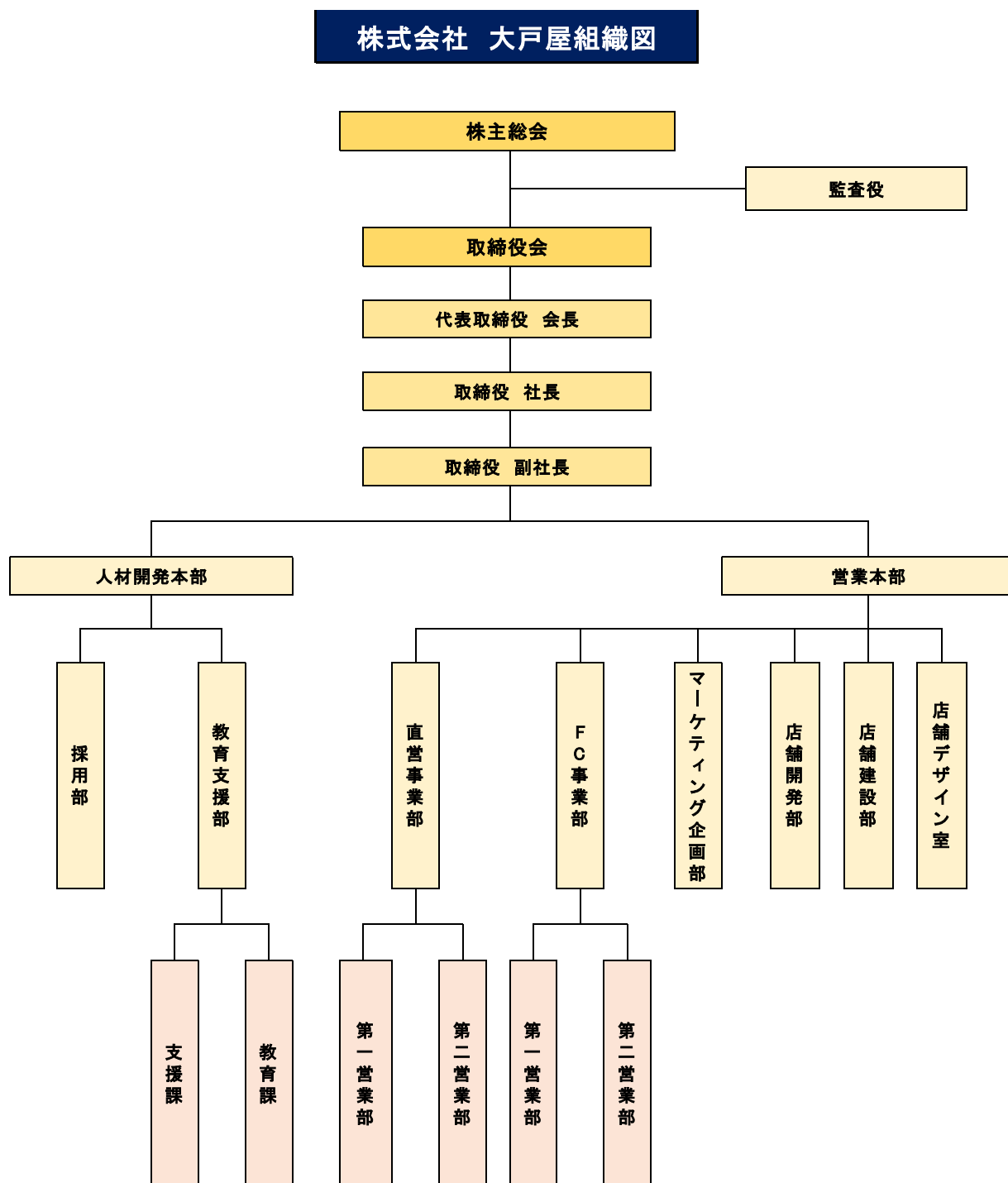
- (1) 名称 株式会社 大戸屋
- (2) 代表者 代表取締役会長 窪田 健一
- (3) 本店所在地 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号  
大樹生命三鷹ビル5階  
代表電話：0422-26-2600  
URL：http://www.ootoya.com
- (4) 担当部 FC事業部 電話：0422-26-2612  
FAX：0422-26-2605
- (5) 創業 1958年（昭和33年）1月
- (6) 設立 2011年5月（持株会社化に伴い国内事業会社として設立）
- (7) 資本金 1,000万円
- (8) 従業員数 社員439名  
アルバイト・パート3,607名
- (9) 決算期 3月
- (10) 主要取引銀行 三菱UFJ信託銀行 (営業第9部)  
りそな銀行 (田無支店)  
三井住友銀行 (池袋東口法人営業部)  
三菱東京UFJ銀行 (江古田支社)  
商工組合中央金庫 (池袋支店)  
みずほ銀行 (新宿中央支店)  
山梨中央銀行

年月	会社の沿革
1983年5月	三森久実が「和洋食の大戸屋」の店舗展開を目的として、東京都豊島区東池袋に資本金3,000千円で株式会社大戸屋（現・株式会社大戸屋ホールディングス）を設立
1992年12月	「大戸屋ごはん処」吉祥寺店を全面改装し、その後のモデル店とする
1993年9月	本部を東京都田無市（現西東京市）に移転
2001年4月	株式の額面金額の変更を目的に形式上の存続会社である株式会社ジュオ・ハタノと合併し、1株の額面金額を50,000円から50円に変更
2001年8月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2001年11月	元社員に対して「大戸屋ごはん処」田無店に係る営業権を譲渡し、当社第1号のフランチャイズ店舗として営業を開始
2002年4月	本部を東京都新宿区岩戸町に移転
2002年8月	株式の流通活性化を目的として、1単元の株式数を1,000株から100株に変更
2004年3月	タイ国で飲食事業の展開を図る目的で、当社46%出資の OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. を設立
2005年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. が海外第1号店となる「OOTOYA GOHANDOKORO」トンロー店（タイ国バンコク市内）を出店
2005年8月	タイ国で飲食事業の展開を図る目的で、当社40%出資の BETAGRO OOTOYA CO., LTD.（現M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. 現・連結子会社）を設立
2006年3月	台湾で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の 台湾大戸屋股份有限公司を設立
2006年5月	台湾大戸屋股份有限公司が台湾第1号店となる「大戸屋ごはん処」衣蝶店（台湾台北市内）を出店
2007年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. がBETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. に商号変更
2007年8月	香港で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の 香港大戸屋有限公司（現・連結子会社）を設立
2007年10月	シンガポール共和国及びインドネシア共和国で飲食事業のフランチャイズ展開を図る目的で、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.（現・連結子会社）に30%出資
2008年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. の子会社であるPT. OOTOYA INDONESIAがインドネシア共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」スナヤンシティ店（インドネシア共和国ジャカルタ）を出店
2008年7月	香港大戸屋有限公司が香港第1号店となる「大戸屋ごはん処」太古店（香港クオリーベイ）を出店
2009年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. がシンガポール共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」オーチャードセントラル店（シンガポール共和国オーチャードセントラル）を出店
2010年3月	公募による60万株の新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による10万株の新株式発行により、総額513百万円の資金調達を実施
2010年3月	本部を現在の東京都武蔵野市中町に移転
2011年3月	アメリカ合衆国で飲食事業の展開を図る目的で、AMERICA OOTOYA INC.（現・連結子会社）を設立・出資
2011年7月	持株会社体制への移行に伴い、当社商号を「株式会社大戸屋」から「株式会社大戸屋ホールディングス」に変更
2011年8月	BETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. の全株式をCENTRAL RESTAURANTS GROUP CO., LTD. に売却し、同社とエリア・フランチャイズ契約を締結
2011年12月	上海で飲食事業のフランチャイズ展開を図る目的で大戸屋（上海）餐飲管理有限公司に49%出資
2012年4月	AMERICA OOTOYA INC. がアメリカ合衆国第1号店となる「大戸屋JAPANESE RESTAURANT」チェルシー店（米国ニューヨーク州）を出店
2012年6月	大戸屋（上海）餐飲管理有限公司が中国第1号店となる「大戸屋ごはん処」協泰中心店（上海長寧区）を出店
2012年9月	台湾大戸屋股份有限公司の全株式を全家便利商店股份有限公司に売却し、同社とエリア・フランチャイズ契約を締結
2013年3月	公募による120万株の新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による18万株の新株式発行により、総額1,482百万円の資金調達を実施
2013年7月	大阪証券取引所の現物市場の東京証券取引所への統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2013年12月	大戸屋（上海）餐飲管理有限公司を完全子会社化
2014年3月	全家便利商店股份有限公司と中国全土におけるエリア・フランチャイズ契約を締結
2014年10月	関西地区の店舗開発を強化する目的で大阪事務所を設置
2015年7月	OOTOYA MESAがベトナム第1号店となるOOTOYA MESAプラザ店を出店
2019年2月	日本健康会議より「健康経営優良法人2019～ホワイト500～」の認定を受ける



### 3. 会社組織図

2019年4月1日現在



#### 4. 役員一覧

2019年4月1日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	窪 田 健 一	(株)大戸屋ホールディングス 代表取締役社長
取締役社長	山 本 匡 哉	(株)大戸屋ホールディングス 取締役
取締役副社長	内 藤 光 恵	人材開発本部長 (株)大戸屋ホールディングス 取締役
取締役	濱 田 寛 明	(株)大戸屋ホールディングス 取締役
取締役	松 岡 彰 洋	(株)大戸屋ホールディングス 取締役
取締役	村 山 康 介	営業副本部長 (株)大戸屋ホールディングス 執行役員
監査役(非常勤)	下 村 治	(株)大戸屋ホールディングス 監査役(常勤)

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

### ① 貸借対照表

単位：千円

科 目	2016年度(第6期)	2017年度(第7期)	2018年度(第8期)
	2017年3月31日現在	2018年3月31日現在	2019年3月31日現在
	金 額	金 額	金 額
<b>(資産の部)</b>			
<b>流動資産</b>	1,756,444	1,864,784	1,621,045
現金及び預金	273,259	335,795	246,089
売掛金	863,714	875,461	767,337
原材料及び貯蔵品	51,038	51,327	49,809
前払費用	108,908	118,338	131,456
繰延税金資産	39,561	31,453	
未収入	143,008	134,957	143,722
預け金	250,497	294,259	261,216
その他	26,460	23,190	21,413
<b>固定資産</b>	1,756,445	4,456,312	4,658,243
有形固定資産	2,443,901	2,317,961	2,411,475
建物及び建築物	1,902,724	1,816,909	1,766,979
車両運搬具	842	634	1,657
工具器具備品	539,283	449,120	641,289
機械及び装置			
建設仮勘定	1,053	1,296	1,548
<b>無形固定資産</b>	118,571	102,806	80,007
のれん	109,706	77,255	57,877
ソフトウェア	6,506	23,265	19,955
電話加入権	2,359	2,286	2,174
<b>投資その他の資産</b>	1,999,251	2,035,544	2,166,761
出資金	203	183	
長期貸付金	42,776	32,209	24,803
破産・更生債権			10,356
長期前払費用	73,017	66,033	55,230
出店仮勘定			17,773
繰延税金資産	228,955	243,605	382,016
敷金及び保証金	744,990	1,667,299	1,686,656
その他	9	36,638	279
貸倒引当金		△10,356	△10,356
<b>資産合計</b>	6,318,167	6,321,096	6,279,289

※2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)

単位：千円

科 目	2016年度(第6期)	2017年度(第7期)	2018年度(第8期)
	2017年3月31日現在	2018年3月31日現在	2019年3月31日現在
金 額	金 額	金 額	金 額
<b>(負債の部)</b>			
<b>流動負債</b>	4,147,840	4,105,528	4,289,330
買掛金	1,025,597	1,017,461	911,822
短期借入金	1,900,000	2,000,000	2,300,000
1年以内返送予定の長期借入金			
リース債務	129,217	109,736	84,276
未払金	596,998	600,941	616,836
未払費用	108,906	142,113	158,916
未払法人税等	124,082	28,620	21,560
未払消費税等	164,194	89,993	46,381
預り金	33,615	49,772	54,386
賞与引当金	55,971	56,166	62,682
短期資産除去債務			14,066
その他	9,260	10,722	18,407
<b>固定負債</b>	1,289,426	1,317,451	1,489,432
長期借入金	2,195		
リース債務	163,114	154,514	138,285
長期資産除去債務	296,094	310,629	464,787
退職給付引当金	215,982	243,511	286,270
預り敷金保証金	612,041	607,224	598,676
その他		1,571	1,412
<b>負債合計</b>	5,437,266	5,422,979	5,778,763
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本		898,116	500,260
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			99,545
利益剰余金		788,571	390,980
利益準備金	2,500	2,500	2,500
その他利益剰余金	868,401	786,071	388,480
繰越利益剰余金	868,401	786,071	388,480
<b>純資産合計</b>	880,901	898,116	500,526
<b>負債及び純資産合計</b>	6,318,167	6,321,096	6,279,289

※2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

### ② 損益計算表

単位：千円

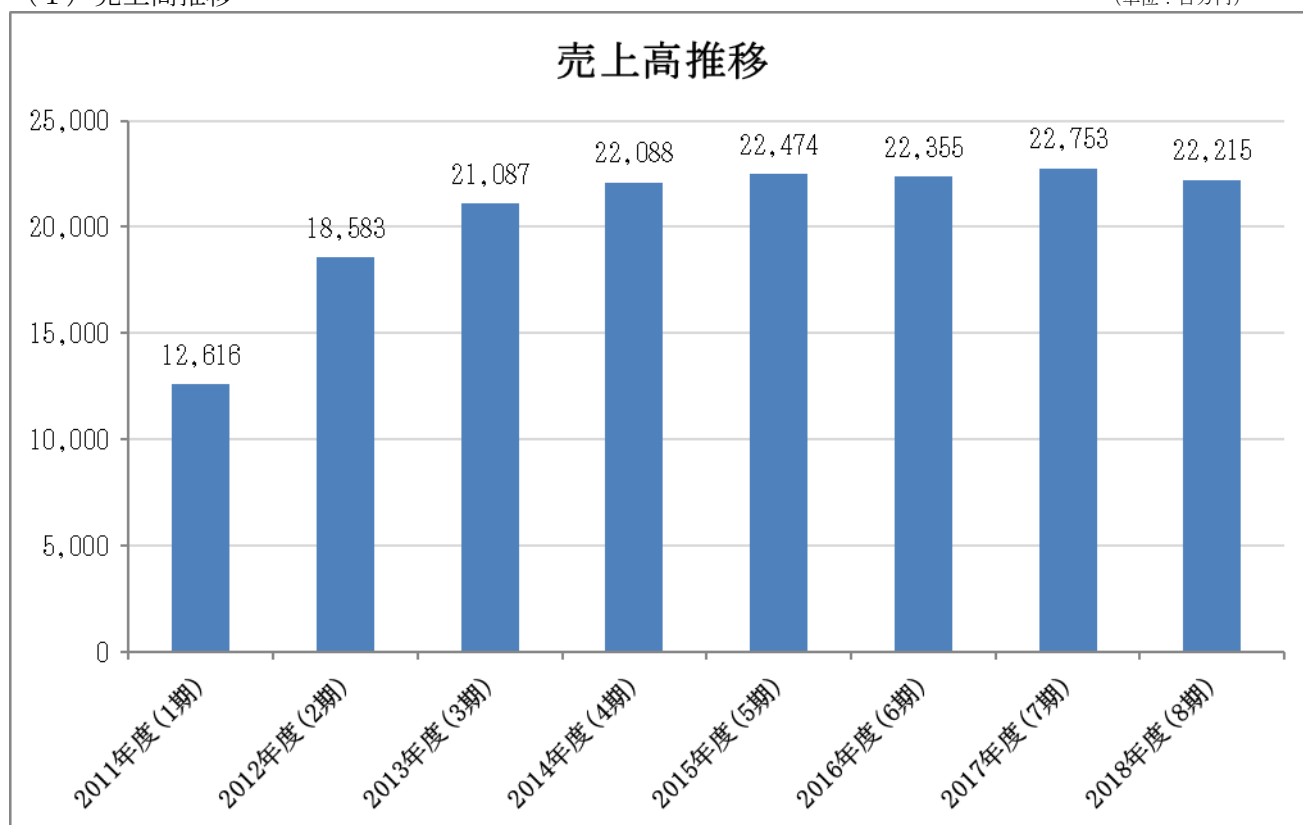
科 目	2016年度(第6期)	2017年度(第7期)	2018年度(第8期)
	2017年3月31日現在	2018年3月31日現在	2019年3月31日現在
	金 額	金 額	金 額
売上高	22,354,813	22,753,256	22,215,065
売上原価	10,420,524	10,690,133	10,257,416
売上総利益	11,934,289	12,063,122	11,957,648
販売費及び一般管理費	11,242,047	11,559,484	11,767,897
営業利益	692,241	503,637	189,751
営業外収益			
受取利息	686	512	365
協賛金収入	47,723	42,702	37,861
雑収入			
その他	15,995	17,769	17,375
営業外費用			29,543
支払利息	36,526	37,355	29,196
雑損失			
その他	398	877	350
経常利益	719,683	526,388	215,809
特別利益			
店舗売却益	20,197	12,690	2,976
立退料	37,270	2,896	
受取和解金	4,960		
その他			
特別損失			
固定資産除去損	9,717	21,815	7,239
閉店損失	8,004	12,117	4,812
減損損失	102,280	56,913	283,487
FC営業補償金			17,856
創業者功労金		90,000	
その他		1,826	6,959
税引前当期純利益	662,109	359,302	△101,570
法人税、住民税及び事業税	296,282	162,059	102,978
法人税等調整額	△6,902	△5,169	△106,957
当期純利益	372,729	202,412	△97,590

※2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)

## 6. 売上・出店状況

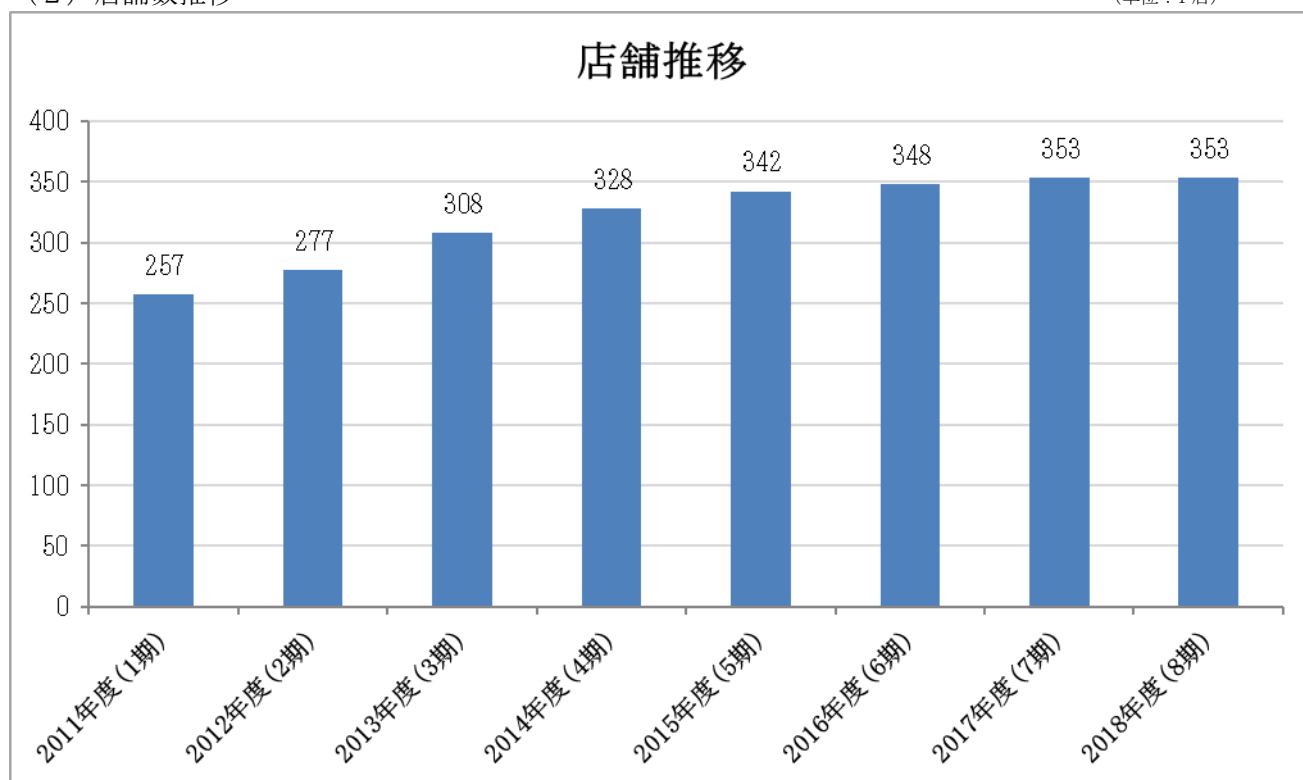
### (1) 売上高推移

(単位：百万円)



### (2) 店舗数推移

(単位：1店)



- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2016年度（6期）	16店舗
2017年度（7期）	19店舗
2018年度（8期）	10店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2016年度（6期）	5店舗
2017年度（7期）	11店舗
2018年度（8期）	10店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2016年度（6期）	62 / 68 対象店舗	6 / 68
2017年度（7期）	49 / 53 対象店舗	4 / 53
2018年度（8期）	70 / 70 対象店舗	0 / 70

## 8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2014年度（4期）	0	1
2015年度（5期）	0	0
2016年度（6期）	0	0
2017年度（7期）	0	0
2018年度（8期）	0	0

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

「フランチャイズ基本契約」および「フランチャイズ個別契約」の2種類で構成されています。

### 2. 売上・収益予測についての説明

大戸屋ごはん処の売上・収益予測については、直営店での実績によるケース・スタディと加盟者の店舗立地等を兼ね合わせて、契約前に説明させていただきます。但し、契約後の、加盟者の事業活動の結果としての損益については、本部は法的責任を負いません。

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### (1) 金額または算定方法

①加盟契約料	4,000,000円
②保証金	1,200,000円

#### (2) 加盟契約料等の性質

①加盟契約料は、次の対価です。

- a. 契約時に一時に開示するノウハウ
- b. 商標等の使用許諾
- c. 各種マニュアルの開示

②保証金は、フランチャイズ契約に基づいて加盟者が本部に対して負うことのある債務を担保するために本部に預託していただきます。

#### (3) 徴収の時期

加盟契約料、保証金ともフランチャイズ契約の契約時に納めていただきます。

#### (4) 徴収の方法

本契約締結時までに本部が指定する銀行口座にお振込いただきます。

#### (5) 当該金銭が返還される条件

①加盟契約料は、中途解約、契約満了いずれの場合も、またいかなる理由があっても返還できません。

②保証金は、契約が終了し、加盟者の債務を差引いて、契約に定める契約終了後の措置（商標等の撤去等）が完了してから1ヶ月以内に返還されます。

### 4. オープンアカウント、売上金等の送金

「大戸屋ごはん処」フランチャイズシステムには、オープンアカウントシステムを採用していません。よって売上金等の送金は義務付けていません。

### 5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

前項の記述のように、オープンアカウント方式は採用していません。また加盟者に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等を行いません。



## 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

### (1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類

大戸屋特選米、野菜、肉、魚、加工品、飲料・アイス等食材  
食器、キッチン道具、パントリー消耗品、備品、販促ツール、ユニフォーム  
靴等（指定商品目録は契約時にお渡しいたします）  
本フランチャイズ営業店舗の厨房設備、椅子、机、看板等の什器・備品

### (2) 商品等の供給条件指定商品目録に記載の推奨価格、及び事前にお渡しする見積書 記載の価格が、商品等の供給条件です。発注の数量については、店舗の設計図面、 大戸屋ごはん処FCマニュアル発注編等に基づいて本部が指導いたします。

### (3) 配送日・時間・回数に関する事項

食材等については、原則週6回配送いたします。（水曜日休配日）  
特定25品目については、週5回配送となり、販促物、消耗品、食器等については、  
必要に応じて配送いたします。その他、配送時間については協議事項といた  
します。

### (4) 仕入先の推奨制度

特にありません。

### (5) 発注方法

商品発注マニュアルに従って、パーソナルコンピュータにより、毎日1回、本  
部に発注いただきます。その他、本部を通さない、指定商品以外の商品について  
は本部の許可後、独自に発注してください。

### (6) 売買代金の決済方法

本部から仕入れた食材、消耗品、販促物、その他の物品の代金は、毎月月末締め、  
翌月10日までに、本部が指定する銀行口座にお振込み下さい。  
但し、開業に伴う、すべての商品代金は、開業前日迄に販売手数料6%（本フラ  
ンチャイズ営業店舗の厨房設備、椅子、机、看板等の什器・備品を除く）を加え  
てお支払をしていただきます。

### (7) 返 品

加盟者は、指定商品を本部から納入した時点で、検品を行なって頂き、不良品等  
があった場合には、直ちに本部にその旨をご連絡下さい。後日、本部にて所定の  
返品処理を行います。

### (8) 在庫管理等

適正在庫管理については、教育指導の中で、マニュアルに従って覚えて頂きます。

### (9) 販売方法

販売方法については、大戸屋ごはん処FCマニュアルに従って行なって頂きます。

### (10) 商品の販売価格について

本部の推奨する販売価格に基づいて指定メニューを販売して頂きます。

- (11) 許認可を要する商品の販売について  
特に許認可を要する商品はありません。但し、保健所からの飲食店営業許可書と食品衛生責任者・防火管理者の資格が必要になります。

## 7. 経営の指導に関する事項

### (1) 教育指導

開店前に、本部研修13日間、店舗実地研修25日間（休日8日）合わせて46日研修を最低2名の方に受けていただきます。研修費用、一受講者当たり25万円となり、交通費、宿泊等は加盟者にてご負担いただきます。

### (2) 指導内容

オリエンテーション、ホールトレーニング、キッチントレーニング、店舗マネジメント、直営店入店実習等です。

### (3) 加盟店に対する継続的な経営指導及びその実施回数

#### ①スーパーバイザーによる開業時指導、巡回指導

本部の営業サポートチームが、開店前後1週間、加盟店のオープン立上げの支援をします。

本部のスーパーバイザーが、計数管理、店舗運営、調理、サービス等、店舗運営全般にわたって、各店を定期的に（原則として月1回以上）巡回訪問して指導・技術援助をいたします。定期的巡回指導の費用は無料です。

#### ②個別指導

加盟者から依頼があれば、その都度スーパーバイザーまたは専門担当者が臨店してご要望に応じます。

個別指導については、指導員の旅費・日当等の実費を負担していただきます（日当15,000円）

## 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### (1) 使用させる商標等の表示

契約によって、加盟者に使用していただく商標等は別添1. 本部の所有する商標等に表示してあります。但し、看板等については設計に応じてその形状、大きさ等多々あり、その一例を表示しました。

### (2) 当該表示の使用条件

前記の商標等は、加盟者のFC契約に基づく営業店舗で大戸屋ごはん処の経営を目的とすること以外使用してはいけません。フランチャイズ契約が終了したときは、直ちに、これらの商標等の使用を中止し、看板等、造作物等に表示された商標等を抹消、撤去しなければなりません。

## 9. 契約の期間、契約の更新及び解除に関する事項

### (1) 契約の期間

契約期間は、契約締結の日から満3年です。

### (2) 契約更新及び手続き

契約満了3ヶ月前に、本部と加盟者双方とも契約更新について異議がない場合、契約は、さらに3年間延長され、以後も同様となります。

### (3) 契約解除の条件及び手続き

本部、加盟者とともに相当の期間を催告したうえで、以下の事態が発生したときは、契約解除ができます。

- ①契約上の債務を履行しないとき。
- ②相手方において契約の各条項に違反したとき。

以下の場合、事前に催告することなく、直ちに解約できます。

- ①差押、仮差押、もしくは仮処分申立または租税滞納処分による催促を受けたとき。
- ②相手方の資産状態または経営状態が悪化し、契約の継続が困難になったと認められるとき。
- ③破産、特別清算、会社更生、民事再生、もしくは会社整理の手続きの申し入れがあったとき。
- ④振出しまたは引受け手形、または小切手が不渡りになったとき。
- ⑤加盟者が営業を廃止したとき。
- ⑥加盟者が営業活動を行なうのに必要な営業等の許可が、関係官庁から取消されたとき。
- ⑦個人である加盟者が死亡したとき。
- ⑧賃貸借契約等、営業の基礎となる契約が終了したとき。
- ⑨営業を1ヶ月以上行わないとき。
- ⑩加盟者が商品代金等を支払期日より2ヶ月以上支払いを怠った時。
- ⑪相手方が大戸屋ごはん処フランチャイズシステムの信用を著しく損なう行為を行なったとき。

### (4) 契約解除による加盟者の義務の内容、損害賠償額等

- ①加盟者は直ちにその営業を停止し、自己の費用をもって本部より使用を許諾された商標等をその店舗、看板等から取り外さなければなりません。
- ②商標等の使用を直ちに中止し、本部から貸与したものの一切を本部に返還していただきます。
- ③加盟者は残存債務を直ちに本部に返還してください。
- ④契約を解除された加盟者は、大戸屋ごはん処の事業と類似した事業を、契約終了の日から、2年間行ってはいけないことになっています。
- ⑤契約解除の原因となった行為について、及び解約の前後に大戸屋ごはん処の信用を著しく傷つけた行為の場合は本部が被った損害額について、賠償を請求することがあります。

## 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

### (1) 金銭の額または算定方法

#### ①ロイヤルティ 売上の5%

ここでいう売上とは、加盟者が大戸屋ごはん処フランチャイズシステムに基づいて販売した商品のPOSレジで示された売上高の総額をさします。

#### ②指定商品等売買代金 本部より納入された指定商品等の仕入代金

#### ③販売手数料

指定商品等、本部から納入した商品等の月額仕入額の6%

#### ④システム使用料 月間60,000円

#### ⑤タブレット導入店 別途1台につきレンタル費用発生(現状1台1,250円)

### (2) ロイヤルティ、販売手数料その他徴収する金銭の性質

#### ①ロイヤルティは、次のものの対価として納めて頂きます。

- a. 商標等の継続的使用権
- b. 大戸屋ごはん処の事業
- c. 本部が継続的に行なう指導、技術援助
- d. 諸連絡業務等に要する費用

#### ②販売手数料は、包括的取引による商品企画、価格交渉、品質管理、事務処理の手数料のことです。

#### ③システム使用料は、本部から貸与するPOSレジ、パソコン等のシステム使用保守の対価です。

### (3) 徴収の時期

ロイヤルティ、商品代金、販売手数料、システム使用料、その他不定期の開業後の教育指導料等については、毎月、本部からの請求額(月末締め)を、翌月10日までに本部に納めて頂きます。

### (4) 徴収の方法

いずれも本部が指定する銀行の口座に振込んで頂きます。  
振込み手数料につきましては、加盟者負担となります。

### (5) 消費税

消費税については別途お支払いいただきます。

## 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

個別契約の中で、取り決めに致します。

原則として、年中無休、営業時間は午前11時から午後11時までと致します。

## 12. テリトリー権の有無

テリトリー権は、ありません。

## 13. 競業禁止義務の有無

契約期間中は、加盟者は、本部の営業と競合する事業に従事してはいけません。  
契約終了後、2年間は同様に、競業が禁止されています。

## 14. 守秘義務の有無

加盟者は、契約の期間中であるか契約終了後であるかを問わず、本部の経営のノウハウその他大戸屋ごはん処フランチャイズシステムに関する一切の秘密を秘匿する義務を負い、第三者に漏洩してはいけません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟者は大戸屋ごはん処の店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装の設計、施工については、本部の指示に従って頂きます。

特に、設計・監理については、本部または本部の指定する設計事務所と別途設計契約を結んで頂きます。原則的に、厨房設備、ディスプレイ及び看板、什器、備品等については、本部を通じて納入させて頂きます。内外装については、本部が、施工業者の候補者を推薦することができます。

設計・監理料は契約時半金、竣工時半金、本部から納入して頂く厨房設備、看板、什器、備品等の購入代金は、加盟者のご負担になっており、お支払は、納品検収後、開店前日までをお願いいたします。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟者が、指定メニューを販売しない場合、指定食材を指定メニューに使用しない場合、本部の営業と競業する事業に従事した場合、契約終了後、本社より使用を許諾された商標等を削除、抹消しない時、本部から貸与した物品（マニュアル等）を返還しない時は、違反状態の継続日数に1日当たり10万円以上を乗じた額を違約金として請求いたします。

また、加盟者が大戸屋ごはん処フランチャイズの秘密を漏洩した場合、マニュアルの記載事項を第三者に漏洩した場合、金400万円以上の違約金を請求させていただきます。

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

加盟者の事業活動の結果としての損失については、本部は補償致しません。

以 上

「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説 明 者	加 盟 希 望 者
フランチャイズ契約のご案内	3			
第Ⅰ部 株式会社大戸屋と大戸屋ごはん処 フランチャイズシステムについて	6			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 ・社名・所在地・資本金・設立・事業の開始 ・主要取引銀行・従業員数・沿革等	7			
3. 会社組織図	9			
4. 役員一覧	10			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	11			
6. 売上・出店状況（事業年度直営店数の推移）	14			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	15			
8. 訴訟の件数	15			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	16			
1. 契約の名称等				
1. 売上・収益予測についての説明	16			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金銭の額または算定方法、(2) 性質、 (3) お支払いいただく時期、(4) お支払いいただく方法、 (5) 当該金銭が返還される条件	16			
4. オープンアカウント、売上金等の送金	16			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	16			

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 (2) 商品等の供給条件、(3) 配送日・時間・回数に関する事項、 (4) 仕入先の推奨制度、(5) 発注方法、 (6) 売買代金の決裁方法、(7) 返品、(8) 在庫管理等、 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について	17			
7. 経営の指導に関する事項 (1) 教育指導 (2) 指導内容 (3) 加盟店に対する継続的な経営指導及びその実施回数	18			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 (1) 使用させる商標等の表示 (2) 当該表示の使用条件	18			
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 契約の更新の条件及び手続き (3) 契約解除の条件及び手続き (4) 契約解除による加盟者の義務の内容、損害賠償額等	19			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) 金銭の額又は算定方法、(2) ロイヤルティ、販売手数料 その他徴収する金銭の性質 (3) 徴収の時期 (4) 徴収の方法 (5) 消費税	20			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20			
12. テリトリー権の有無	20			
13. 競業禁止義務の有無	20			
14. 守秘義務の有無	21			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	21			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	21			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	22			

年 月 日

## 説明者

私 \_\_\_\_\_ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての

項目を説明し、加盟希望者 \_\_\_\_\_ の理解をいただきました。

説明者 \_\_\_\_\_ 印

## 加盟希望者

私 \_\_\_\_\_ は、フランチャイズ契約に関する上記の項目に

ついて、説明者 \_\_\_\_\_ より説明を受け、理解しました。

なお、加盟に至らない場合は、本フランチャイズ契約の要点と概説を返還いたします。

加盟希望者氏名 \_\_\_\_\_ 印



# 別添1. 本部の所有する商標等

商標登録番号 2000-108979

**OTOYA**

商標登録番号 2000-108981



商標登録番号 2000-108983

**大戸屋**  
ごはん処.

商標登録番号 2000-114987

PAN 2765



商標登録番号 2000-114988

PAN 2765



看板等

PAN 2765

